

再 照 会 書

令和3年3月17日

〒950-0911

新潟県新潟市中央区笹口1-18-1

八重洲ビル5階

有限会社興創

代表取締役 榎 茂 喜 殿

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目ほくろうビル4階

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三 四 彦

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

第1 はじめに

令和3年1月12日付け回答書（以下「回答書」といいます。）をお送りいただきまして、ありがとうございます。回答書に記載された貴社のご回答に不明な点があったため、再度ご照会いたします。

第2 照会事項1

1 改めて、貴社が使用されている家庭教師派遣契約書には、学習教材（書籍）の関連商品販売契約の中途解約時における損害賠償額の予定として、以下の契約条項があります（以下「本件契約条項」といいます。）。

(1) 関連商品が返還された場合

返還時期が3か月未満の場合

関連商品の販売価格の25%に相当する金額

返還時期が4か月以降の場合

関連商品の販売価格に対する「入会から退会までの月数÷役務期間月数×100(%)」に相当する金額。ただし、この金額が販売価格の25%以下になる場合は、販売価格に対する25%とする。

※ なお、回答書1項(2)によれば、返還時期が3か月以上から4か月未満の場合には、後者の規定が適用されるとされています。

(2) 関連商品が返還されない場合

関連商品の販売価格

(3) 関連商品の引渡し前である場合

契約締結に通常要する費用として、教材送料及び取扱手数料2000円

2 回答書1項の記載に関して、以下の各点をご照会申し上げます。

(1) 回答書1項(1)で「1冊ごとの販売価格は設定しておりません。」とされています。貴社が1冊ごとの販売価格を設定していない理由をご回答ください。

なお、回答書1項(1)に学習教材の販売価格表として添付いただいた表のうち「<高校生指導料金表>」には、例えば「英語Ⅰ」、「英語Ⅱ」などとして一冊当たりの学習教材の金額が記載されています。

(2) 回答書1項(3)で「学習教材は、一度開封して使用された場合、返還を受けたとしても、当該学習教材を別の生徒さんに転売できませんので、本来は販売価格全額をご負担いただく必要があります。」とされています。

具体的に、各コースや役務提供期間に応じて、学習指導書、教科書重点テスト、小学生総整理、高校生の各学習教材の形態や梱包・発送方法がわかるものをご提供ください。

(3) 回答書1項(3)で販売価格の25%の根拠として「仕入れ料金、人件費等の経費」が記載されていますが、これらの経費の詳細や内訳をご回答ください。

(4) 回答書1項(4)と関連して、回答書1項(1)に学習教材の販売価格表として添付いただいた表には「テキストには前もつての諸経費も含まれており」と記載されています。この記載はどのような意味なのか、ご回答ください。

(5) 回答書1項(1)と関連して、回答書1項(1)にてご提供いただいた学習教材の販売価格表は貴社のホームページのどちらに掲載されていますでしょうか。また、回答書1項(1)にてご提供いただいた学習教材の販売価格表は、貴社の社員による消費者に対する勧誘時のどの段階（例えば、①料金の問合せ・資

料請求時、②無料体験の前、③無料体験の後なのか、など) に提示されるのか、ご回答ください。

第3 照会事項2

照会事項2に関して貴社からご要望がありましたが、当団体は、消費者契約法24条により、通報いただいた消費者を特定できる情報を開示できません。なお、貴社の販売する関連商品以外の教材の購入は、貴社が引用されるホームページの場合と異なって消費者が求めたものではなく、貴社に所属している家庭教師からの懇意によるものです。

第4 照会への回答先等

以上の照会事項に対する回答及び資料を、令和3年4月16日までに、書面にて、当団体事務所までお送りくださいますよう、お願いいたします。

なお、貴社からのご回答の有無及びご回答いただいた場合のご回答内容は、当法人の活動目的のために公表させていただきますので、あらかじめ申し添えます。

謹白